

静岡県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第14号

静岡県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

静岡県労働委員会事務局組織規則（昭和34年静岡県規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（略）			別表（略）		
局長専決事項	課長共通専決事項	総務課長専決事項	局長専決事項	課長共通専決事項	総務課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)～(4) (略)	(1) 職員（局長、次長及び課長を除く。）に対する介護休暇及び特別休暇の承認	(1)・(2) (略)	(1)～(4) (略)	(1) 職員（局長、次長及び課長を除く。）に対する介護休暇、 <u>介護時間</u> 、 <u>子育て部分休業</u> 及び特別休暇の承認（夏季休暇及び家族休暇に係るものを除く。）
(3) 次長及び課長に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇及び特別休暇の承認	(5) 職員に対する週休日の指定及び振替並びに <u>4時間</u> の勤務時間の割振り変更	(2)～(4) (略)	(3) 次長及び課長に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇、 <u>介護時間</u> 、 <u>子育て部分休業</u> 及び特別休暇の承認	(5) 職員に対する週休日の指定及び振替並びに <u>半日勤務時間</u> の勤務時間の割振り変更	(2)～(4) (略)
(4) (略)	(6)～(8) (略)	(5) <u>任用期間が2月以内</u> の臨時的任用職員の任免	(4) (略)	(6)～(8) (略)	(5) 臨時的任用職員の任免
(5) 次長及び課長に対する週休日の指定及び振替並びに <u>4時間</u> の勤務時間の割振り変更	(9) <u>静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第21条第1項及び第3項</u> の規定による保有個人情報の開示かどうかの決定、 <u>第23条第2項及び第3項</u> の規定による	(5) <u>任用期間が2月以内</u> の臨時的任用職員の任免	(5) 次長及び課長に対する週休日の指定及び振替並びに <u>半日勤務時間</u> の勤務時間の割振り変更	(9) <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条</u> 各項の規定による保有個人情報の開示かどうかの決定、 <u>第93条</u> 各項の規定による保有個人情報の訂正をする	(6) <u>会計年度任用職員の採用</u>
(6) (略)			(6) (略)		

決定期間の延長、第31条各項の規定による保有個人情報の訂正をするかどうかの決定、第32条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長、第38条各項の規定による保有個人情報の利用停止をするかどうかの決定並びに第39条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長。ただし、労働委員会の権限に属する事項を除く。

かどうかの決定、第94条第2項及び第95条の規定による決定期間の延長、第101条各項の規定による保有個人情報の利用停止をするかどうかの決定並びに第102条第2項及び第103条の規定による決定期間の延長並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）第4条第2項及び第5条の規定による決定期間の延長。ただし、労働委員会の権限に属する事項を除く。

(7) 会計年度任用職員に対する育児休業の承認、期間の延長の承認及び承認の取消し

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表局長専決事項の欄、課長共通専決事項の欄(5)及び総務課長専決事項の欄の改正は、公布の日から施行する。